

第十六回国会 建設委員会 議 録 第五号

昭和二十八年六月二十五日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 内海 安吉君 理事 瀬戸山三男君

理事 田中 角榮君 理事 中島 茂喜君

理事 山下 榮二君 理事 佐藤虎次郎君

理事 澤 寛君 阿村利右衛門君

仲川房次郎君 堀川 恭平君

松崎 朝治君 山田 彌一君

村瀬 宣親君 志村 茂治君

三鍋 義三君 山田 長司君

中井徳次郎君 只野直三郎君

出席政府委員

建設政務次官 南 好雄君

建設技官 富樫 凱一君

(道路局長)

委員外の出席者

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

六月二十三日

産業労働者住宅資金融通法案(内閣

提出第八九号)

同月二十四日

勤労者住宅建設促進法案(山下榮二

君外六十五名提出、衆法第八号)

同月二十三日

山口川及び追分川改修工事施行の請

願(山崎巖君紹介)(第一四四三号)

駐留軍昭和基地周辺道路改修工事施

行の請願(中村高一君紹介)(第一四

四五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員及び小委員長選任

小委員の補欠選任

道路整備費の財源等に関する臨時指

置法案(田中角榮君外二十九名提出、

衆法第七号)

○久野委員長 これより会議を開きま

す。

この際お諮りいたすことがありま

す。すなわち、請願及び陳情審査の

ために、請願及び陳情審査小委員会

を設置いたしたいと存じますが、御異

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さ

よう決しました。

次に、小委員の数は十五名とし、小

委員及び小委員長は委員長において指

名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めま

す。それでは小委員に

逢澤 寛君 阿村利右衛門君

高田 弥市君 仲川房次郎君

堀川 恭平君 松崎 朝治君

赤澤 正道君 五十嵐吉蔵君

村瀬 宣親君 志村 茂治君

三鍋 義三君 細野三千雄君

山田 長司君 高木 松吉君

只野直三郎君

を、小委員長には仲川房次郎君をそれ

ぞれ指名いたします。

○久野委員長 次にお諮りいたしま

す。三鍋義三君が去る十九日に委員を

辞任され、二十三日に再び本委員とな

られたのでありますが、同君は道路に

関する小委員でありましたので、これ

が補欠選任を行わねばなりません。こ

の補欠選任につきましては、前例によ

りまして委員長において指名するに御

異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めま

す。それでは道路に関する小委員に三

鍋義三君を指名いたします。

○久野委員長 道路整備費の財源等に

関する臨時措置法案(田中角榮君外二

十九名提出、衆法第七号)を議題とい

たします。

この際報告いたすことがあります。

すなわち本案につきましては、昨日大

蔵委員会と連合審査会を開いたのであ

りますが、その結果大蔵委員会より次

の通りの申入れがございました。

昭和二十八年六月二十四日

大蔵委員長 千葉 三郎

建設委員長久野忠治殿

道路整備費の財源等に関する臨時

措置法案に関する申し入れの件

道路整備費の財源等に関する臨時

措置法案に關し、別紙の通り申し入

れる。

現下の情況に鑑み、我国における

道路整備の必要はこれを認め、且つ

本法律案提案者の熱意はこれを諒と

するも、その財源措置として揮発油

税収入額相当をこれに充当せんとす

る目的税制を創設することは、

我國の財政制度及税制の根本をみだ

すおそれがあると、大蔵委員会は認

以上御報告申し上げます。この申入れ

の件につきましては、何か御発言はあ

りませんか。

○佐藤(虎)委員 大蔵委員会より申入

れのあつた財政問題に關しましては、

私ども委員会といたしましては、財政

制度の根本に何ら支障なきものと認め

つつ本案を審議して参つたのでありま

すが、この大蔵委員会の申入れに對し

ます一つの老練心と申しますから、不

安を感じておるようでありまして、

提案者である田中君より、さようなこ

とが財政的に支障があるかないかとい

うことの、はつきりしたお答えを願つ

て本案を審議したい、かように思いま

す。

○田中(角)委員 お答えいたします。

昨日の連合審査会でも、大蔵委員側の

発言は、おもにこの問題に主眼が置か

れての質疑応答であつたのであります

が、当委員会においても私から明確に

申し述べております通り、第三条は、

第二条の、建設大臣は道路整備五箇年

計画をつくらなければならないという

ことを受けて立つてゐる条文であります

ので、税制の根本を乱るものでもな

く、また明確に目的税ではないという

見解をとつております。しかも大蔵当

局の言明にもあります通り、主税局長

及び主計局長も、目的税ではないとい

うことを言明しておるのであります

から、大蔵委員会の申入れに對して

は、前段の道路整備の必要を認めると

いうことが意思表示の重点であると思

の疑義を大蔵委員会としてはお持ちに

なつておられても、提案者であるわれ

われが申し上げた通り、なおかつ大蔵

当局が申している通り、目的税でもな

いということでありまして、税制の根

本は乱らないという見解をとつており

ますから、大蔵委員会の申入れは、本

法案を修正し、特に拒否するものでも

なく、婉曲な表現において賛成して

るものと考えておるのであります。

○佐藤(虎)委員 大蔵委員会よりの申

入れの、財政制度の根本を乱すのでは

ないかということは、ただいま提案者

田中君よりの説明によつて了承いたし

ました。そこでこの申入れを了承する

程度にしておきまして、道路整備費の

財源等に関する臨時措置法案を議題と

されんことを望みます。

○田中(角)委員 もう一言だけ附言し

て申し上げますと、昨日の大蔵

当局の発言の中にも、競馬特別会計よ

り畜産振興のために三分の一はこれを

出さなければならぬ、競輪の収益金

より三分の一は自転車振興のために出

さなければならぬという前例があり

ますし、この法案は目的税ではないと

いう言明がありましたので、特にこの

ことを申し添えておきたいと思いま

す。

○久野委員長 次に、本案に關しまし

て前会に引続き、質疑を続行いたした

いと存じます。何か質疑はございませ

んか。――なければ、これにて本案に

關します質疑は終了いたしました。

これより討論に入ります。

○中島(茂)委員 本案に関する討論はこれを省略し、ただちに採決せられんことを望みます。

○久野委員長 ただいま中島茂喜君より、本案につき討論を省略してただちに採決されたいとの動議が提出されました。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

ただいまより本案を採決に付します。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○久野委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

次にお諮りいたしますが、本案に関する報告等の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二分散会

〔参照〕

道路整備費の財源等に関する臨時措置法案(田中角榮君外二十九名提出、衆法第七号)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕